

令和4年12月亀山市議会定例会 提出議案 条例新旧対照表

	頁
議案第77号 亀山市職員給与条例の一部を改正する条例	1
議案第78号 亀山市手数料条例の一部を改正する条例	7
議案第79号 亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例	25

亀山市職員給与条例の一部を改正する条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合においては100分の95、12月に支給する場合においては100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>別表 別紙のとおり</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に_____100分の95_____を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、_____100分の45_____を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>別表 別紙のとおり</p>

(改正後)

別表（第4条関係）
行政職給料表（一）

(単位：円)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	1	<u>150,100</u>	<u>198,500</u>	<u>234,400</u>	<u>266,000</u>	<u>290,700</u>	319,200	362,900	408,100
	2	<u>151,200</u>	<u>200,300</u>	<u>236,000</u>	<u>267,700</u>	<u>292,900</u>	321,400	365,500	410,500
	3	<u>152,400</u>	<u>202,100</u>	<u>237,500</u>	<u>269,200</u>	<u>295,000</u>	323,700	367,900	413,000
	4	<u>153,500</u>	<u>203,900</u>	<u>239,000</u>	<u>271,000</u>	<u>297,000</u>	325,900	370,500	415,400
	5	<u>154,600</u>	<u>205,400</u>	<u>240,300</u>	<u>272,700</u>	<u>298,800</u>	328,100	372,400	417,300
	6	<u>155,700</u>	<u>207,200</u>	<u>241,900</u>	<u>274,500</u>	<u>300,800</u>	330,100	374,900	419,600
	7	<u>156,800</u>	<u>209,000</u>	<u>243,400</u>	<u>276,300</u>	<u>302,600</u>	332,300	377,200	421,700
	8	<u>157,900</u>	<u>210,800</u>	<u>244,900</u>	<u>278,300</u>	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	<u>158,900</u>	<u>212,400</u>	<u>246,000</u>	<u>280,200</u>	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	<u>160,300</u>	<u>214,200</u>	<u>247,500</u>	<u>282,200</u>	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	<u>161,600</u>	<u>216,000</u>	<u>249,000</u>	<u>284,100</u>	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	<u>162,900</u>	<u>217,800</u>	<u>250,300</u>	<u>286,000</u>	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	<u>164,100</u>	<u>219,200</u>	<u>251,800</u>	<u>287,900</u>	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	<u>165,600</u>	<u>221,000</u>	<u>253,000</u>	<u>289,700</u>	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	<u>167,100</u>	<u>222,700</u>	<u>254,300</u>	<u>291,200</u>	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	<u>168,700</u>	<u>224,500</u>	<u>255,500</u>	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	<u>169,800</u>	<u>226,100</u>	<u>256,800</u>	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	<u>171,200</u>	<u>227,800</u>	<u>258,200</u>	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	<u>172,600</u>	<u>229,400</u>	<u>259,600</u>	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	<u>174,000</u>	<u>230,900</u>	<u>261,100</u>	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	<u>175,300</u>	<u>232,200</u>	<u>262,700</u>	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	<u>177,800</u>	<u>233,800</u>	<u>264,400</u>	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	<u>180,300</u>	<u>235,400</u>	<u>266,000</u>	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	<u>182,800</u>	<u>236,900</u>	<u>267,600</u>	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	<u>185,200</u>	<u>237,900</u>	<u>269,400</u>	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	<u>186,900</u>	<u>239,400</u>	<u>271,200</u>	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	<u>188,500</u>	<u>240,700</u>	<u>272,900</u>	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	<u>190,200</u>	<u>241,900</u>	<u>274,600</u>	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	<u>191,700</u>	<u>243,100</u>	<u>276,200</u>	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300

(改正前)

別表（第4条関係）
行政職給料表（一）

(単位：円)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	1	<u>146,100</u>	<u>195,500</u>	<u>231,500</u>	<u>264,200</u>	<u>289,700</u>	319,200	362,900	408,100
	2	<u>147,200</u>	<u>197,300</u>	<u>233,100</u>	<u>266,000</u>	<u>291,900</u>	321,400	365,500	410,500
	3	<u>148,400</u>	<u>199,100</u>	<u>234,600</u>	<u>267,800</u>	<u>294,000</u>	323,700	367,900	413,000
	4	<u>149,500</u>	<u>200,900</u>	<u>236,200</u>	<u>269,900</u>	<u>296,000</u>	325,900	370,500	415,400
	5	<u>150,600</u>	<u>202,400</u>	<u>237,600</u>	<u>271,600</u>	<u>297,900</u>	328,100	372,400	417,300
	6	<u>151,700</u>	<u>204,200</u>	<u>239,300</u>	<u>273,400</u>	<u>300,000</u>	330,100	374,900	419,600
	7	<u>152,800</u>	<u>206,000</u>	<u>240,800</u>	<u>275,200</u>	<u>302,200</u>	332,300	377,200	421,700
	8	<u>153,900</u>	<u>207,800</u>	<u>242,400</u>	<u>277,200</u>	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	<u>154,900</u>	<u>209,400</u>	<u>243,500</u>	<u>279,200</u>	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	<u>156,300</u>	<u>211,200</u>	<u>245,000</u>	<u>281,200</u>	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	<u>157,600</u>	<u>213,000</u>	<u>246,600</u>	<u>283,100</u>	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	<u>158,900</u>	<u>214,800</u>	<u>247,900</u>	<u>285,000</u>	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	<u>160,100</u>	<u>216,200</u>	<u>249,400</u>	<u>287,000</u>	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	<u>161,600</u>	<u>218,000</u>	<u>250,800</u>	<u>288,900</u>	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	<u>163,100</u>	<u>219,700</u>	<u>252,100</u>	<u>290,800</u>	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	<u>164,700</u>	<u>221,500</u>	<u>253,500</u>	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	<u>165,900</u>	<u>223,200</u>	<u>255,000</u>	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	<u>167,400</u>	<u>224,900</u>	<u>256,500</u>	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	<u>168,900</u>	<u>226,500</u>	<u>258,200</u>	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	<u>170,400</u>	<u>228,100</u>	<u>260,000</u>	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	<u>171,700</u>	<u>229,500</u>	<u>261,600</u>	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	<u>174,400</u>	<u>231,200</u>	<u>263,300</u>	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	<u>177,000</u>	<u>232,800</u>	<u>264,900</u>	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	<u>179,600</u>	<u>234,400</u>	<u>266,500</u>	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	<u>182,200</u>	<u>235,400</u>	<u>268,400</u>	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	<u>183,900</u>	<u>236,900</u>	<u>270,200</u>	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	<u>185,500</u>	<u>238,300</u>	<u>271,900</u>	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	<u>187,200</u>	<u>239,500</u>	<u>273,600</u>	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	<u>188,700</u>	<u>240,700</u>	<u>275,300</u>	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300

30	<u>193,400</u>	<u>244,100</u>	<u>277,900</u>	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	<u>195,200</u>	<u>245,100</u>	<u>279,700</u>	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	<u>196,900</u>	<u>246,100</u>	<u>281,200</u>	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	<u>198,500</u>	<u>247,200</u>	<u>282,400</u>	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	<u>199,900</u>	<u>248,100</u>	<u>284,100</u>	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	<u>201,400</u>	<u>249,000</u>	<u>285,700</u>	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	<u>202,900</u>	<u>250,000</u>	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	<u>204,200</u>	<u>250,900</u>	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	<u>205,500</u>	<u>252,200</u>	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	<u>206,700</u>	<u>253,400</u>	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	<u>208,000</u>	<u>254,700</u>	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	<u>209,300</u>	<u>256,000</u>	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	<u>210,600</u>	<u>257,400</u>	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	<u>211,900</u>	<u>258,600</u>	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	<u>213,200</u>	<u>259,800</u>	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	<u>214,300</u>	<u>260,900</u>	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	<u>215,600</u>	<u>262,100</u>	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	<u>216,900</u>	<u>263,400</u>	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	<u>218,200</u>	<u>264,500</u>	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	<u>219,200</u>	<u>265,600</u>	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	<u>220,300</u>	<u>266,600</u>	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	<u>221,300</u>	<u>267,800</u>	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	<u>222,300</u>	<u>268,900</u>	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	<u>223,300</u>	<u>269,900</u>	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	<u>224,200</u>	<u>270,900</u>	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	<u>225,100</u>	<u>272,000</u>	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	<u>226,000</u>	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	<u>226,300</u>	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	<u>227,100</u>	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	<u>227,800</u>	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	<u>228,500</u>	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	<u>229,200</u>	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	<u>230,000</u>	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	<u>230,700</u>	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	<u>231,300</u>	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	<u>231,900</u>	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		

30	<u>190,400</u>	<u>241,900</u>	<u>277,000</u>	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	<u>192,200</u>	<u>242,900</u>	<u>278,800</u>	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	<u>193,900</u>	<u>244,100</u>	<u>280,300</u>	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	<u>195,500</u>	<u>245,400</u>	<u>281,800</u>	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	<u>196,900</u>	<u>246,400</u>	<u>283,700</u>	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	<u>198,400</u>	<u>247,600</u>	<u>285,500</u>	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	<u>199,900</u>	<u>248,900</u>	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	<u>201,200</u>	<u>249,800</u>	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	<u>202,500</u>	<u>251,100</u>	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	<u>203,700</u>	<u>252,300</u>	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	<u>205,000</u>	<u>253,600</u>	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	<u>206,300</u>	<u>255,000</u>	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	<u>207,600</u>	<u>256,400</u>	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	<u>208,900</u>	<u>257,600</u>	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	<u>210,200</u>	<u>258,800</u>	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	<u>211,300</u>	<u>260,000</u>	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	<u>212,600</u>	<u>261,200</u>	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	<u>213,900</u>	<u>262,500</u>	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	<u>215,200</u>	<u>263,600</u>	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	<u>216,300</u>	<u>264,700</u>	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	<u>217,400</u>	<u>265,800</u>	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	<u>218,400</u>	<u>267,100</u>	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	<u>219,500</u>	<u>268,400</u>	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	<u>220,600</u>	<u>269,400</u>	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	<u>221,600</u>	<u>270,500</u>	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	<u>222,500</u>	<u>271,800</u>	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	<u>223,500</u>	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	<u>223,800</u>	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	<u>224,600</u>	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	<u>225,400</u>	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	<u>226,100</u>	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	<u>226,800</u>	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	<u>227,800</u>	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	<u>228,600</u>	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	<u>229,400</u>	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	<u>230,100</u>	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		

66	<u>232,500</u>	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	<u>233,100</u>	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	<u>233,800</u>	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	<u>234,500</u>	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	<u>235,100</u>	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	<u>235,600</u>	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	<u>236,300</u>	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	<u>237,000</u>	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	<u>237,600</u>	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	<u>238,200</u>	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	<u>238,700</u>	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	<u>239,300</u>	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	<u>240,000</u>	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	<u>240,700</u>	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	<u>241,200</u>	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	<u>241,700</u>	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	<u>242,300</u>	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	<u>242,900</u>	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	<u>243,400</u>	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	<u>243,900</u>	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	<u>244,500</u>	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	<u>245,100</u>	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			

66	<u>230,800</u>	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	<u>231,700</u>	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	<u>232,700</u>	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	<u>233,400</u>	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	<u>234,000</u>	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	<u>234,500</u>	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	<u>235,200</u>	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	<u>236,000</u>	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	<u>236,600</u>	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	<u>237,200</u>	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	<u>237,700</u>	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	<u>238,400</u>	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	<u>239,100</u>	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	<u>239,800</u>	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	<u>240,300</u>	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	<u>240,800</u>	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	<u>241,500</u>	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	<u>242,200</u>	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	<u>242,900</u>	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	<u>243,500</u>	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	<u>244,200</u>	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	<u>244,900</u>	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			

102	297,400	345,500						
103	297,800	345,900						
104	298,100	346,300						
105	298,300	346,800						
106	298,600	347,200						
107	299,000	347,600						
108	299,300	348,000						
109	299,500	348,500						
110	299,900	348,900						
111	300,300	349,200						
112	300,600	349,500						
113	300,800	350,000						
114	301,000							
115	301,300							
116	301,700							
117	301,900							
118	302,100							
119	302,400							
120	302,700							
121	303,100							
122	303,300							
123	303,600							
124	303,900							
125	304,200							
再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 この表は、第11条に規定する職員以外の職員に適用する。

102	297,400	345,500						
103	297,800	345,900						
104	298,100	346,300						
105	298,300	346,800						
106	298,600	347,200						
107	299,000	347,600						
108	299,300	348,000						
109	299,500	348,500						
110	299,900	348,900						
111	300,300	349,200						
112	300,600	349,500						
113	300,800	350,000						
114	301,000							
115	301,300							
116	301,700							
117	301,900							
118	302,100							
119	302,400							
120	302,700							
121	303,100							
122	303,300							
123	303,600							
124	303,900							
125	304,200							
再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 この表は、第11条に規定する職員以外の職員に適用する。

亀山市職員給与条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の100</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の47.5</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>

亀山市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後			改正前		
別表第5（第2条関係）			別表第5（第2条関係）		
1 （略）			1 （略）		
2 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料			2 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料		
（1）住宅の場合			（1）住宅の場合		
区分	1件当たりの手数料の金額		区分	1件当たりの手数料の金額	
	申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	その他の場合		申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	その他の場合
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
共 同 住 戸			共 同 住 戸	<u>1棟の申請戸数が1戸のも</u>	<u>5,000円</u> <u>36,800円</u>

住 宅 等	部 分	1棟の <u>総戸数</u> が1戸を超え 5戸以下のも の	(略)	(略)
		1棟の <u>総戸数</u> が5戸を超え 10戸以下の もの	(略)	(略)
		1棟の <u>総戸数</u> が10戸を超 え25戸以下 のもの	(略)	(略)
		1棟の <u>総戸数</u> が25戸を超 え50戸以下 のもの	(略)	(略)
		1棟の <u>総戸数</u> が50戸を超 え100戸以 下のもの	(略)	(略)
		1棟の <u>総戸数</u> が100戸を	(略)	(略)

住 宅 等	部 分	<u>の</u>		
		1棟の <u>申請戸</u> 数が1戸を超 え5戸以下の もの	(略)	(略)
		1棟の <u>申請戸</u> 数が5戸を超 え10戸以下 のもの	(略)	(略)
		1棟の <u>申請戸</u> 数が10戸を 超え25戸以 下のもの	(略)	(略)
		1棟の <u>申請戸</u> 数が25戸を 超え50戸以 下のもの	(略)	(略)
		1棟の <u>申請戸</u> 数が50戸を 超え100戸 以下のもの	(略)	(略)
1棟の <u>申請戸</u> 数が100戸	(略)	(略)		

	超え200戸 以下のもの		
	1棟の <u>総戸数</u> が200戸を 超え300戸 以下のもの	(略)	(略)
	1棟の <u>総戸数</u> が300戸を 超えるもの	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

備考

1～3 (略)

4 共同住宅等の認定申請をする場合の手数料の金額は、住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額とする。

	を 超え200 戸以下のもの		
	1棟の <u>申請戸数</u> が200戸を 超え300 戸以下のもの	(略)	(略)
	1棟の <u>申請戸数</u> が300戸を 超えるもの	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

備考

1～3 (略)

4 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

(1) 住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量（1年間に消費するエネルギー（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第2条第1項に規定するエネルギーをいう。）の量を熱量に換算し

(2) (略)

(3) 複合建築物の場合

1件当たりの手数料の金額
<u>申請対象部分が次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額を加算する。</u>
(1) 一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合 <u>別表第5の2の(1)の表に掲げる一戸建ての住宅の手数料の金額</u>
(2) 共同住宅等の用途に供する部分を有する場合 <u>ア及びイの金額を合算した額</u> ア <u>住戸部分の総戸数に応じた別表第5の2の(1)の表に掲げる共同住宅等の住戸部分の手数料の金額</u> イ <u>共用部分の床面積に応じた別表第5の2の(1)の表に掲げる共同住宅等の共用部分の手数料の金額</u>
(3) 住宅以外の用途に供する場合を有する場合 <u>住宅以外の用途に用途に供する部分の床面積に応じた別表第5の2の(2)の表に掲げる非住宅建築物の手数料の金額</u>

たものをいう。)をいう。以下同じ。)を算定する場合
住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額

(2) 共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合
住戸部分の手数料の金額

(2) (略)

(3) 複合建築物の場合

区分	1件当たりの手数料の金額
<u>複合建築物全体の認定申請をする場合又は複合建築物の住戸の部分及び複合建築物全体の認定申請をする場合</u>	<u>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。この場合において、2の(1)の表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。</u>
<u>合</u>	(1) 一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合 <u>ア及びイの金額を合算した金額</u> ア <u>2の(1)の表に掲げる一戸建ての住宅の手数料の金額</u> イ <u>住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた2の(2)の表に掲げる非住宅建築物の手数料の金額</u> (2) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 <u>アからウま</u>

備考 (略)	
3 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	
(1) 住宅の場合	
区分	1件当たりの手数料の金額

	<p>での金額を合算した金額</p> <p>ア 住戸部分の総戸数に応じた2の(1)の表に掲げる共同住宅等の住戸部分の手数料の金額</p> <p>イ 共用部分の床面積に応じた2の(1)の表に掲げる共同住宅等の共用部分の手数料の金額</p> <p>ウ 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた2の(2)の表に掲げる非住宅建築物の手数料の金額</p> <p>(3) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 (2)のア及びウの金額を合算した金額</p>
複合建築物の住戸の部分の認定申請をする場合	複合建築物の形態に応じて、2の(1)の表の一戸建ての住宅の手数料の金額又は認定申請をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額
備考 (略)	
3 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	
(1) 住宅の場合	
区分	1件当たりの手数料の金額

		申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	その他の場合
(略)		(略)	(略)
共同住宅等	住戸部分	1棟の総戸数が1戸を超え5戸以下のもの	(略)
		1棟の総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	(略)
		1棟の総戸数が10戸を超	(略)

		申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	その他の場合
(略)		(略)	(略)
共同住宅等	住戸部分	1棟の申請戸数が1戸のもの	3,000円 18,900円
		1棟の申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの	(略)
		1棟の申請戸数が5戸を超え10戸以下のもの	(略)
		1棟の申請戸数が10戸を	(略)

	え 25 戸以下 のもの		
	1 棟の <u>総戸数</u> が 25 戸を超 え 50 戸以下 のもの	(略)	(略)
	1 棟の <u>総戸数</u> が 50 戸を超 え 100 戸以 下のもの	(略)	(略)
	1 棟の <u>総戸数</u> が 100 戸を 超え 200 戸 以下のもの	(略)	(略)
	1 棟の <u>総戸数</u> が 200 戸を 超え 300 戸 以下のもの	(略)	(略)
	1 棟の <u>総戸数</u> が 300 戸を 超えるもの	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
備考			

	超え 25 戸以 下のもの		
	1 棟の <u>申請戸</u> <u>数</u> が 25 戸を 超え 50 戸以 下のもの	(略)	(略)
	1 棟の <u>申請戸</u> <u>数</u> が 50 戸を 超え 100 戸 以下のもの	(略)	(略)
	1 棟の <u>申請戸</u> <u>数</u> が 100 戸 を超え 200 戸以下のもの	(略)	(略)
	1 棟の <u>申請戸</u> <u>数</u> が 200 戸 を超え 300 戸以下のもの	(略)	(略)
	1 棟の <u>申請戸</u> <u>数</u> が 300 戸 を超えるもの	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
備考			

1～3 (略)

4 共同住宅等の認定申請をする場合の手数料の金額は、住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額とする。

(2) (略)

(3) 複合建築物の場合

1件当たりの手数料の金額
<u>申請対象部分が次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額を加算する。</u>
<u>(1) 一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合 別表第5の3の(1)の表に掲げる一戸建ての住宅の手数料の金額</u>
<u>(2) 共同住宅等の用途に供する部分を有する場合 ア及びイの金額を合算した額</u>
ア 住戸部分の総戸数に応じた別表第5の3の(1)の表に

1～3 (略)

4 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

(1) 住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額

(2) 共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 住戸部分の手数料の金額

(2) (略)

(3) 複合建築物の場合

区分	1件当たりの手数料の金額
<u>複合建築物全体の認定申請をする場合又は複合建築物の住戸部分及び複合建築物全体の認定申請をする場合</u>	<u>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。この場合において、3の(1)の表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。</u>
	<u>(1) 一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合 ア及びイの金額を合算した金額</u>
	ア 3の(1)の表に掲げる一戸建ての

掲げる共同住宅等の住戸部分の手数料の金額
イ 共用部分の床面積に応じた別表第5の3の(1)の表に
掲げる共同住宅等の共用部分の手数料の金額
(3) 住宅以外の用途に供する場合を有する場合 住宅以外の用
途に用途に供する部分の床面積に応じた別表第5の3の(2)
の表に掲げる非住宅建築物の手数料の金額

住宅の手数料の金額
イ 住宅以外の用途に供する部分の床面
積に応じた3の(2)の表に掲げる非
住宅建築物の手数料の金額
(2) 共同住宅等の用途に供する部分を有す
る建築物であって、住戸部分及び共用部
分の設計一次エネルギー消費量を算定す
る場合 アからウまでの金額を合算した
金額
ア 住戸部分の総戸数に応じた3の(1)
の表に掲げる共同住宅等の住戸部分の
手数料の金額
イ 共用部分の床面積に応じた3の(1)
の表に掲げる共同住宅等の共用部分の
手数料の金額
ウ 住宅以外の用途に供する部分の床面
積に応じた3の(2)の表に掲げる非
住宅建築物の手数料の金額
(3) 共同住宅等の用途に供する部分を有す
る建築物であって、共用部分の設計一次
エネルギー消費量を算定しない場合 (
2) のア及びウの金額を合算した金額

複合建築物の住戸の 複合建築物の形態に応じて、3の(1)の表

備考 (略)

別表第6 (第2条関係)

1～4 (略)

5 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

(1) 住宅の場合

区分	1棟当たりの手数料の金額	
	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	その他の場合
(略)	(略)	(略)
共 住		

部分の認定申請をする場合

の一戸建ての住宅の手数料の金額又は認定申請をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額

備考 (略)

別表第6 (第2条関係)

1～4 (略)

5 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

(1) 住宅の場合

区分	1棟当たりの手数料の金額	
	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	その他の場合
(略)	(略)	(略)
共 住 申請戸数が1戸の	5,000円	36,800

同戸 住部 宅分 等	総戸数が1戸を 超え5戸以下の もの	(略)	(略)
	総戸数が5戸を 超え10戸以下 のもの	(略)	(略)
	総戸数が10戸 を超え25戸以 下のもの	(略)	(略)
	総戸数が25戸 を超え50戸以 下のもの	(略)	(略)
	総戸数が50戸 を超え100戸 以下のもの	(略)	(略)
	総戸数が100 戸を超え200 戸以下のもの	(略)	(略)
	総戸数が200 戸を超え300 戸以下のもの	(略)	(略)
	総戸数が300	(略)	(略)

同戸 住部 宅分 等	もの		円
	申請戸数が1戸を 超え5戸以下の もの	(略)	(略)
	申請戸数が5戸を 超え10戸以下 のもの	(略)	(略)
	申請戸数が10戸 を超え25戸以 下のもの	(略)	(略)
	申請戸数が25戸 を超え50戸以 下のもの	(略)	(略)
	申請戸数が50戸 を超え100戸以 下のもの	(略)	(略)
	申請戸数が100 戸を超え200戸 以下のもの	(略)	(略)
	申請戸数が200 戸を超え300戸 以下のもの	(略)	(略)
申請戸数が300	(略)	(略)	

	戸を超えるもの		
(略)	(略)	(略)	(略)

備考

1～3 (略)

4 共同住宅等の認定申請をする場合の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。

(1) 住戸部分及び共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定する場合 住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額

(2) 共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 住戸部分の手数料の金額

(2) (略)

(3) 複合建築物の場合

1棟当たりの手数料の金額
<u>申請対象部分が次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額を加算する。</u>
<u>(1) 一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合 別表第6の5の(1)の表に掲げる一戸建ての住宅の手数料の金額</u>

	戸を超えるもの		
(略)	(略)	(略)	(略)

備考

1～3 (略)

4 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

(1) 住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額

(2) 共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 住戸部分の手数料の金額

(2) (略)

(3) 複合建築物の場合

区分	1棟当たりの手数料の金額
<u>複合建築物全体の認定申請をする場合又は複合建築物の住戸の部分及び複合建築</u>	<u>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。この場合において、2の(1)の表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。</u>

(2) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物で共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定する場合 ア及びイの金額を合算した額

ア 住戸部分の総戸数に応じた別表第6の5の(1)の表に掲げる共同住宅等の住戸部分の手数料の金額

イ 共用部分の床面積に応じた別表第6の5の(1)の表に掲げる共同住宅等の共用部分の手数料の金額

(3) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物で共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 (2)のアの額

(4) 住宅以外の用途に供する部分を有する場合 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた別表第6の5の(2)の表に掲げる非住宅建築物の手数料の金額

物全体の認定申請をする場合

(1) 一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合 ア及びイの金額を合算した金額
ア 2の(1)の表に掲げる一戸建ての住宅の手数料の金額

イ 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた2の(2)の表に掲げる非住宅建築物の手数料の金額

(2) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 アからウまでの金額を合算した金額

ア 住戸部分の総戸数に応じた2の(1)の表に掲げる共同住宅等の住戸部分の手数料の金額

イ 共用部分の床面積に応じた2の(1)の表に掲げる共同住宅等の共用部分の手数料の金額

ウ 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた2の(2)の表に掲げる非住宅建築物の手数料の金額

(3) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、共用部分の設計一次

備考 (略)

6 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料

(1) 住宅の場合

区分	1 棟当たりの手数料の金額	
	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	その他の場合
(略)	(略)	(略)

	エネルギー消費量を算定しない場合 (2) のア及びウの金額を合算した金額
複合建築物の住戸の部分の認定申請をする場合	複合建築物の形態に応じて、2の(1)の表の一戸建ての住宅の手数料の金額又は認定申請をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額
備考 (略)	

6 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料

(1) 住宅の場合

区分	1 棟当たりの手数料の金額	
	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	その他の場合
(略)	(略)	(略)

共同住宅等	住戸部			
	分	総戸数が1戸を 超え5戸以下の もの	(略)	(略)
	等	総戸数が5戸を 超え10戸以下 のもの	(略)	(略)
		総戸数が10戸 を超え25戸以 下のもの	(略)	(略)
		総戸数が25戸 を超え50戸以 下のもの	(略)	(略)
		総戸数が50戸 を超え100戸 以下のもの	(略)	(略)
		総戸数が100 戸を超え200 戸以下のもの	(略)	(略)
	総戸数が200 戸を超え300 戸以下のもの	(略)	(略)	

共同住宅等	住戸部	申請戸数が1戸の もの	3,000円	18,900円
	分	申請戸数が1戸を 超え5戸以下の もの	(略)	(略)
	等	申請戸数が5戸を 超え10戸以下 のもの	(略)	(略)
		申請戸数が10戸 を超え25戸以 下のもの	(略)	(略)
		申請戸数が25戸 を超え50戸以 下のもの	(略)	(略)
		申請戸数が50戸 を超え100戸以 下のもの	(略)	(略)
		申請戸数が100 戸を超え200戸 以下のもの	(略)	(略)
	申請戸数が200 戸を超え300戸 以下のもの	(略)	(略)	

	総戸数が300戸を超えるもの	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

備考

1～3 (略)

4 共同住宅等の認定申請をする場合の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。

(1) 住戸部分及び共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定する場合 住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額

(2) 共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 住戸部分の手数料の金額

(2) (略)

(3) 複合建築物の場合

1棟当たりの手数料の金額
<u>申請対象部分が次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額を加算する。</u>
(1) 一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合 別表第6の

	申請戸数が300戸を超えるもの	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

備考

1～3 (略)

4 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

(1) 住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額

(2) 共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 住戸部分の手数料の金額

(2) (略)

(3) 複合建築物の場合

区分	1棟当たりの手数料の金額
複合建築物全体の認定申請をする場合又は複合建築物の住戸	<u>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。この場合において、3のは複合建築物の住戸</u>
	(1) の表中「申請戸数」とあるのは、「総

6の(1)の表に掲げる一戸建ての住宅の手数料の金額

(2) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物で共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定する場合 ア及びイの金額を合算した額

ア 住戸部分の総戸数に応じた別表第6の6の(1)の表に掲げる共同住宅等の住戸部分の手数料の金額

イ 共用部分の床面積に応じた別表第6の6の(1)の表に掲げる共同住宅等の共用部分の手数料の金額

(3) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物で共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 (2)のアの額

(4) 住宅以外の用途に供する場合を有する場合 住宅以外の用途に用途に供する部分の床面積に応じた別表第6の6の(2)の表に掲げる非住宅建築物の手数料の金額

の部分及び複合建築物全体の認定申請をする場合

戸数」と読み替えるものとする。

(1) 一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合 ア及びイの金額を合算した金額

ア 3の(1)の表に掲げる一戸建ての住宅の手数料の金額

イ 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた3の(2)の表に掲げる非住宅建築物の手数料の金額

(2) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 アからウまでの金額を合算した金額

ア 住戸部分の総戸数に応じた3の(1)の表に掲げる共同住宅等の住戸部分の手数料の金額

イ 共用部分の床面積に応じた3の(1)の表に掲げる共同住宅等の共用部分の手数料の金額

ウ 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた3の(2)の表に掲げる非住宅建築物の手数料の金額

(3) 共同住宅等の用途に供する部分を有す

備考 (略)
7 (略)

	<u>る建築物であつて、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 (2) のア及びウの金額を合算した金額</u>
複合建築物の住戸の部分の認定申請をする場合	複合建築物の形態に応じて、3の(1)の表の一戸建ての住宅の手数料の金額又は認定申請をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額
備考 (略)	
7 (略)	

亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		改正前	
別表第1（第4条関係）		別表第1（第4条関係）	
負担区の名称	単位負担金額	負担区の名称	単位負担金額
(略)	(略)	(略)	(略)
第8負担区	1平方メートル当たり520円		